

## 随意契約理由書

- 1 契約の名称 令和5年度 北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム  
AWS環境構築業務委託契約(その3)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 株式会社日立製作所 北海道支社  
札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 4 見積金額 25,458,400円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 契約期間 令和6年1月26日(金) ~ 令和6年3月31日(日)
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理由 本業務は、北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)のクラウド化対応の一部であり、本広域連合専用のAWS環境(クラウド環境)の構築に係る業務のうち、本広域連合が使用する全15面のAWS環境のうち令和6年1月19日に引き渡しが予定されている9面について、環境の構築及び運用テストを行うものである。

本対応においては、標準システムの開発元である国保中央会においてシステムの開発及び環境の引き渡し再三に渡り遅延していることから、令和6年度中に対応を完了させるためには、全15面の引き渡しを待たずして、先行して引き渡される9面の作業を直ちに開始する必要がある。

また、本業務の実施にあたっては、標準システムの本番環境及び独自環境・カスタマイズに係るAWS環境構築業務であるため、受託業者は、現行の標準システムの構成、運用及び本広域連合の独自環境・カスタマイズについて熟知していることが必須条件である。

当該業者は、標準システム稼働当初より、本広域連合における標準システムの運用・保守及び独自カスタマイズ開発の実務を行っており、上記条件に該当する唯一の業者であることから、当該業者以外には本業務を履行できる業者はいない。

以上の理由により、当該業者に随意契約により委託することとする。